

第5章 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち

(市民参加・自治体運営)

5-1 コミュニティ

12年後の目指す姿

人口減少・少子高齢化の進展により顕在化する様々な地域課題に対し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、学校、NPO、企業そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、地域づくりに取り組む社会の実現を目指します。

4年間の取組

地域における互助、共助は、今後ますます重要性が高まっていきます。地域自治の基盤組織である自治会等が主体的に行う活動や、NPOなどの各種団体が行う公益的活動に対し、適切な支援を行います。また、多様化、複雑化する社会的課題に取り組む、様々な分野の市民公益活動団体を支援します。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
自治会・町内会への加入率	69.9%	70.0%
まちづくり活動に参加したことがある 市民の割合	34.4% (2019年度市民意識調査)	40.0%
市民公益活動団体の登録団体数	178団体	210団体

現状と課題

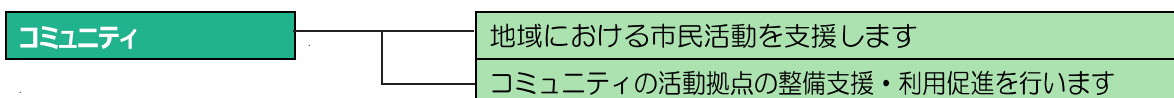
現状

- ・地域コミュニティの重要性が増し、市民公益活動団体登録数や会員数は増加傾向にあります。一方、自治会等では、ほとんどの団体で代表者が1年で交代してしまい、継続した組織運営が難しくなっています。
- ・地域住民によるまちづくりは、現在、自治会等を基盤に、学校や地域の事業者等が連携・協力し、地域の問題解決・地域の活性化に取り組む活動が展開されています。また、複数自治会等が連携し、より良い地域を実現するための取組を実施している地域も併存しています。

課題

- ・高齢化の進行や住民意識の希薄化などから、市民公益活動の担い手の確保が課題となっています。自治会等への加入世帯の減少や担い手不足など、自治会等における課題も増加しています。
- ・団体・個人が、市民公益活動やまちづくり活動に取り組みやすい環境整備や、自立した活動に向けた支援策が必要です。

施策の体系



施策の内容

地域における市民活動を支援します

地域社会における自治会等を中心とした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、適切な支援を行います。また、市民公益活動に対する市民意識の向上や、NPO、ボランティア活動への参加促進のための各種事業展開を図ります。

新たな社会的課題に取り組むため、団体間の連携を促進する事業に取り組みます。

- 主な事業**：自治会等が実施する住民自治・コミュニティ活性化活動への助成・支援、市民公益活動団体や地縁団体等が実施する地域課題の解決につながる事業への支援、市民憲章の普及啓発

コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います

各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会等などの集会所の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保を図り、市民公益活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

- 主な事業**：コミュニティセンター・市民公益活動サポートセンターの整備・管理

◇市民・地域への期待

- ・地域に関心を持ち、近隣の住民と協力しながら、支え合う地域を形成すること
- ・市民公益活動団体やボランティアによる地域活動への参加
- ・自治会・市民公益活動団体・事業者等と連携・協力して地域課題の解決に取り組むこと



5-2 平和・国際化

12年後の目指す姿

恒久平和に向け、市民一人ひとりが、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深め、次の世代に継承していく知識を持つ社会を目指します。また、多様な価値観を受け容れることができる多文化共生社会の実現を目指します。

4年間の取組

市民に、戦争の悲惨さ、平和の尊さを啓発するとともに、平和首長会議を通じ、国内外の都市と連携します。また、外国人に対する生活支援や市民の理解を促し、増加する外国人住民と共生する地域づくりを推進します。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
平和条例・平和都市宣言を知っている市民の割合	52.6% (2019年度市民意識調査)	60.0%
外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合	52.5% (2019年度市民意識調査)	60.0%

現状と課題

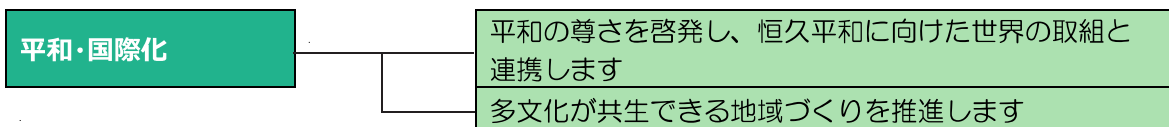
現状

- ・毎年、市内中学生で結成する平和使節団が、被爆地である広島県または長崎県を訪問し、学んだことや自身が感じたことを学校で発表しています。また、市内小学校を対象に、平和祈念講話を実施し、戦争体験者の講話を実施し戦争の恐ろしさや平和の尊さについて学んでいます。
- ・国際化の進展に伴い、異なる文化や外国人に対する理解をより深め、多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

課題

- ・戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ継承していく方が減少しています。
- ・外国人住民が増加し、国籍も多様化している中で、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語の学習支援などの重要性が増しています。

施策の体系



施策の内容

平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します

「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づき、様々な平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。また平和首長会議に参加し、恒久平和に向けた世界の取組に市民とともに連携します。

●**主な事業**：恒久平和へ向けた使節団派遣・講話会等の開催

多文化が共生できる地域づくりを推進します

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。また、佐倉国際交流基金などによる関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や異なる文化の理解を推進し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

●**主な事業**：行政情報の翻訳事業、オランダと佐倉の交流促進事業

◇市民・地域への期待

- ・様々な平和事業に参加し、恒久平和の重要性を認識すること
- ・多様な文化を認め合い、相互理解のもと地域生活を営むこと



(平成30年度平和使節団 広島にて)



佐倉市平和条例施行20周年記念事業

児童による平和メッセージ作品

【最優秀賞】「みんなでたくさんさかせよう平和の花」

千代田小学校4年 佐伯朋花



5-3 情報発信・共有、広聴

12年後の目指す姿

地域の魅力を効果的に情報発信し、佐倉市の知名度向上を図ります。また、市民が必要な情報を必要なときに得られる、公正で開かれた市民主体の市政を目指します。

4年間の取組

市内外へ佐倉市の魅力をPRする取組を強化するとともに、各広報媒体間の連携を含めた一体的な活用により、情報発信の充実と、市民生活における利便性の向上を図ります。また、市が保有する情報資産の一覧化やデータの整備、拡充に努めるとともに視認性に優れた情報検索方法を研究し、市民が必要とする情報について、個人情報保護に留意しながら積極的な提供を進めます。

市民意見を集約・一元管理を進め、その分析と活用を進めるとともに、市民意見の市政への反映状況について、さらなる周知を図ります。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
ホームページ（全体）アクセス件数	約718万アクセス	約924万アクセス
市民の声が市政に反映されていると思う市民の割合	13.6% (2019年度市民意識調査)	35.0%

現状と課題

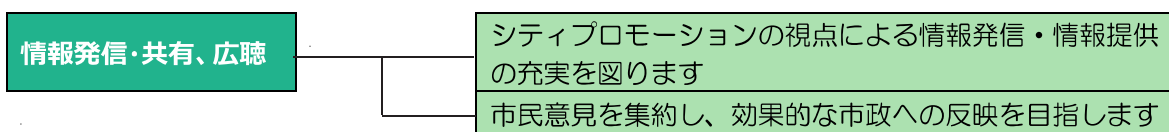
現状

- ・定住人口の維持・増加を図るため、交流人口の増加、市の知名度向上が必要です。そのため、広報紙、広報番組、ホームページ、マスメディアへの情報提供などを通じ、市政情報を発信しています。
- ・市政への市民参加を推進するため、市では主な市政へのご意見と市の回答をホームページで公表するなど、市民意見の反映状況を公開しています。
- ・蓄積された市民意見などのデータを分析・活用し、更なる広聴機能の充実が求められています。

課題

- ・時代に即した有効な情報発信ツールを常に研究していく必要があります。特に市の魅力に係る情報については、好意的に受け入れられる優良なコンテンツを制作し、効果的なシティプロモーションにつなげていくことが必要です。
- ・大容量の高速ネットワークインフラの発展とともに、公共機関の保有する情報資産の利活用に対する需要は今後さらに拡大するものと思われます。
- ・広聴機能を更に充実させていくために、市民意見を集約・一元管理し、分析・活用を図っていく必要があります。また、市民意見が市政運営にどのように活用されているかを広く情報発信していくことが求められています。

施策の体系



施策の内容

シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります

定住・交流人口の維持・増加を図るため、佐倉市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。各広報媒体間の連携を含めた一体的な活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を推進します。

- 主な事業**：市の魅力発信、佐倉市公式ウェブサイトを中心とした情報提供・情報発信事業、各種基幹統計の調査事業

市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

市政へのご意見などの処理状況について、市民への情報提供を推進します。また、庁内各部署に直接寄せられる市民の意見・要望などを含め、市へ寄せられる市民の声の一元管理化、迅速かつ適切な処理の実現、蓄積される市民の声をより効果的に市政に反映するためのデータ分析・活用など、広聴機能の強化を図ります。

- 主な事業**：市政へのご意見に耳を傾け、市政に反映させる事業

◇市民・地域への期待

- ・佐倉市の情報に関心を持つとともに、主体的に情報を発信すること
- ・様々な広聴機会を活かし、意見・要望等を伝えることで市政に参加すること



佐倉市シティプロモーションのブランドメッセージ
「佐倉で才能が開花する」ロゴマーク
出典：「佐倉市シティプロモーション戦略」
(平成 30 年3月)



5-4 人権・男女平等参画

12年後の目指す姿

全ての市民が人権を正しく理解し、それぞれがお互いに尊重し合うことで、誰もがかげがえのない存在として大切にされる社会を目指します。また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指します。

4年間の取組

人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人ひとりの認識と理解が必要であることから、人権意識が定着するよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。

男女平等参画社会の実現に向けて、市民の意識やニーズを把握し、様々な施策に活かすとともに、効果的な啓発事業の実施に努めます。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
人権啓発講演会参加者アンケートで「人権問題への理解が深まった」と答えた人の割合	93.0%	95.0%
各種審議会、委員会等の女性委員比率	28.0%	35.0%

現状と課題

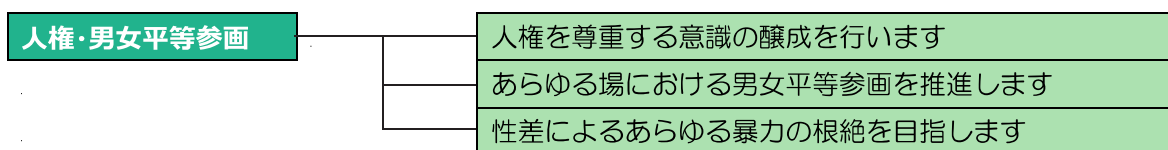
現状

- ・差別解消を目的とする複数の法律が施行され、自治体も各種人権課題への取組が求められています。
- ・固定的性別役割分担意識は根強く残っており、あらゆる場において、男女が平等に参画できる環境が十分整備されているとはいえない状況にあります。
- ・DVの相談対応件数は年々増加傾向にあります。

課題

- ・人権尊重の視点に立って施策を推進していくために、体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
- ・男女平等参画意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施するとともに、男女がともに参画できる環境を整備する必要があります。
- ・DV防止に向けた、各種施策を展開する必要があります。

施策の体系



施策の内容

人権を尊重する意識の醸成を行います

「人権尊重・人権擁護都市宣言」の精神を踏まえ、佐倉市人権尊重のまちづくり指針に基づき、行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、市民・団体などの活動を支援します。
また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

- 主な事業**：小中学校における人権教育の支援、公民館等における人権教育講座の実施、人権啓発イベント「さくらヒューマントーク」の開催

あらゆる場における男女平等参画を推進します

市民一人ひとりが、男女平等について理解し、その意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民にとって、男女平等参画推進センターが身近な拠点施設になるよう、市民の意識やニーズに合わせた事業を実施するとともに、周知を図ります。

- 主な事業**：男女平等参画推進センター（ミウズ）の管理運営、男女平等参画講座等の開催、市民等の学習会への講師派遣、市の事業における臨時託児室の設置

性差によるあらゆる暴力の根絶を目指します

DVの防止に向け、性差による暴力根絶の情報提供や、正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。また、相談機能を強化し、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。

- 主な事業**：DV 被害者の相談・緊急避難支援

◇市民・地域への期待

- ・自分の人権のみならず、ほかの人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重すること
- ・男女の固定的な役割分担にとらわれず、男女平等参画への理解を深めること
- ・DV 被害が疑われる場合、関係機関に連絡、相談するよう声かけに努めること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年度～	自治人権推進課

5-5 行財政運営

12年後の目指す姿

生産年齢人口が減少し、行財政運営においても職員数の少数化が想定される中、行政サービスの電子化など業務の簡素化・効率化を図り、市民の利便性の維持・向上を目指します。

4年間の取組

行財政運営の適正化のため、更なる業務の効率化に取り組みます。効果的な人員配置や組織編制、ICTの活用による効率的な業務遂行を検討し、時間外勤務の縮減、人件費の抑制を推進します。

財政運営については、少子高齢化による社会保障関連経費の増加が続くことが今後も予想されることから、経常的経費の削減、一般財源の歳入を確保し、経常収支比率の改善を図ります。政策的な経費は、個別計画との整合性を図りながら、選択と集中により、限られた財源の有効活用に努めます。また、行政手続の簡素化と利便性の向上に努めます。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
年間時間外勤務時間	175,673時間 (2015年度～2018年度の平均値)	▲5%
経常収支比率	98.3%(2017年度) (類似団体(IV-3)の平均値92.6%)	類似団体(IV-3)の平均 値以下
市税収入率 (現年課税分+滞納繰越分)	94.2%	94.8%
電子申請サービスの利用手続数	30件	50件

現状と課題

現状

- ・扶助費などの社会保障関連経費が増加傾向にあり、経常収支比率も90%台と高い状態で推移しています。
- ・業務効率の向上、管理職による徹底した労務管理、職員のコスト意識向上等を図り、時間外勤務の縮減を行いました。

課題

- ・適正な事務量を把握し、再任用職員を活用しつつ、新たに始まる会計年度任用職員制度や今後において予定される定年延長制度を踏まえて、適正な定員管理を行っていく必要があります。
- ・行政手続の電子化の推進においては、高齢者や外国人に配慮した仕組みを構築する必要があります。

施策の体系

行財政運営

- 人事管理の適正化を推進します
- 健全で持続可能な行財政運営を推進します
- 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します
- 行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります

施策の内容

人事管理の適正化を推進します

職員の能力が十分発揮できるよう能力本位、適材適所の任用を図るとともに、職員研修を計画的に行い職員の意識改革、能力向上に努めます。また、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、プロジェクトチームによる横断的な職務遂行や組織体制の見直し等、柔軟かつ効率的な組織体制の整備を推進します。加えて、広域連携として、共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。

- 主な事業**：職員の定員管理・研修・採用試験等の実施、横断的なプロジェクトチームの活用、障害者の庁内就労の推進

健全で持続可能な行財政運営を推進します

健全な財政運営と持続可能な財政基盤を確立するため、経常的経費の削減と財源の有効活用に努めるとともに、適正な受益者負担の見直しや有料広告事業、寄附金の利活用など財源確保策を研究します。

また、関係部門と連携し、公正で透明性の高い行政運営を推進するとともに、行政改革を進め、効率的な行財政運営を推進します。

- 主な事業**：総合計画等の進捗管理、市予算の全体調整、行政評価の実施、行政改革の推進、ふるさと納税、有料広告事業

税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します

税の賦課業務及び収納業務を必要に応じて見直し、業務の効率性を向上させます。また、納税の重要性について広く啓発活動を行うとともに、収入率の向上を目指します。

- 主な事業**：市税（市民税・固定資産税等）の賦課・徴収

行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります

来庁者にわかりやすく待たせない窓口づくりの取組や来庁しなくても申請等が可能な手続の拡大に努め、市民サービスの向上を図ります。また、事務処理の正確性や情報セキュリティに配慮しつつ、新たなICT技術の各種事務処理への適用を検討し、効率的かつ利便性の高いサービスの提供を目指します。

- 主な事業**：電子申請システムの活用、住民票等のコンビニ交付、市民課等の窓口業務委託

◇市民・地域への期待

- ・市から発信される情報の把握
- ・電子化された行政手続の利用

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
第6次佐倉市行政改革	2020年度～2023年度	行政管理課
佐倉市滞納整理4ヶ年計画	2020年度～2023年度	収税課



5-6 資産管理

12年後の目指す姿

適切な保全により安全性が保たれ、また、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に対応していく、持続可能な公共施設・サービスの実現を目指します。

4年間の取組

老朽化する公共施設について、公共施設の安全性・健全性を確保するため、適切な保全を計画的に行います。また、社会情勢の変化を踏まえ、将来に向けて必要な公共施設及び行政サービスを確保していくため、より効果的・効率的な施設のあり方や事業の手法を検討していきます。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
市民一人当たりの公共施設面積	2.03㎡	2.03㎡
PPP事業実施件数	2件	2件

※PPPとは、Public Private Partnershipの略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉え、民間資本やノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、ESCO事業、包括的民間委託等が含まれる。

現状と課題

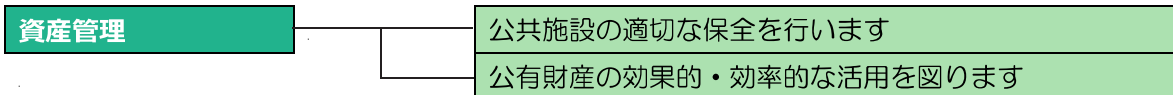
現状

・庁舎、学校等の耐震化は完了しましたが、多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後の修繕・改修等に多額の費用が必要になると見込まれます。

課題

- ・公共施設の老朽化に伴い、不具合の増加や事故等のリスクに対し、適切な対応が必要となります。
- ・少子高齢化・人口減少に伴い、財政のひっ迫が予想される中で、持続可能な公共施設の形を検討していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

公共施設の適切な保全を行います

老朽化した建物、設備等について、適切な保守点検を行うとともに、計画的な修繕・改修を実施することにより、公共施設の安全性・健全性を確保していきます。

●**主な事業**：市施設の保守点検・修繕・改修、工事の設計発注・施工監理

公有財産の効果的・効率的な活用を図ります

公有財産の管理について、部署横断的な視点を踏まえるとともに、民間事業者との連携手法など、より効果的・効率的な管理・活用方法を検討します。また、公共施設の運営について、指定管理者制度等の導入により民間のノウハウを取り入れ、効果的な手法を検討します。

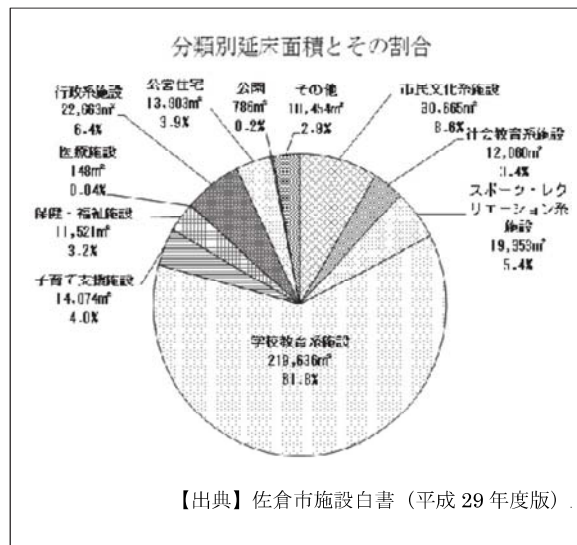
●**主な事業**：市の財産（土地・建物・備品等）の管理、指定管理者制度の導入、光熱水費の削減（ESCO事業・入札による電力調達）、施設管理方法等のサウンディング調査

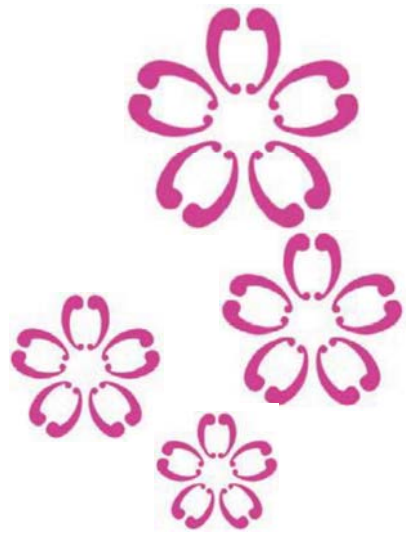
◇市民・地域への期待

・身近な公共施設の今後のあり方等について関心を持つこと

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
佐倉市公共施設等総合管理計画	2016年度～	資産管理経営室





資料編

策定経緯

2017（平成29）年度

平成30年1月 市民意識調査

2018（平成30）年度

平成30年5月 策定方針の制定

平成30年8月8日 第1回佐倉市総合計画策定本部会

平成30年8月10日 高校生によるまちづくりワークショップ

平成30年12月10日 団体意見交換会

平成30年12月12日 団体意見交換会

平成30年12月18日 千葉敬愛短期大学の学生によるワークショップ

平成31年1月16日 第2回佐倉市総合計画策定本部会

平成31年2月1日 第1回佐倉市総合計画審議会

市長から審議会会長へ諮問書提出

平成31年3月19日 第2回佐倉市総合計画審議会

平成31年3月27日 第3回佐倉市総合計画策定本部会

2019（平成31、令和元）年度

平成31年4月23日 第3回佐倉市総合計画審議会

令和元年5月14日 第4回佐倉市総合計画審議会

令和元年6月7日 第5回佐倉市総合計画審議会

令和元年7月5日 第6回佐倉市総合計画審議会

令和元年8月8日 第7回佐倉市総合計画審議会

審議会会長から市長へ答申書提出

令和元年8月14日 第4回佐倉市総合計画策定本部会

令和元年8月16日

～8月30日 パブリックコメント

令和元年9月25日 佐倉市議会へ議案提出

令和元年12月16日 佐倉市議会にて議決

佐倉市総合計画審議会条例

佐倉市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に佐倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、佐倉市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(1) 学識経験を有する者 5人以内

(2) 市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第2号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐倉市総合計画審議会名簿

区分	備 考
明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長 教授
淡路 睦	千葉銀行 地方創生部長
佐藤 伸五	株式会社広域高速ネット二九六 代表取締役会長
遠山 正博	佐倉厚生園病院 病院長
服部 岑生	NPO法人ちば地域再生リサーチ 理事長
石井 義人	公募
坂本 朋子	公募
橋本 弘毅	公募
安川 裕樹	公募
山本 一子	公募

佐 企 第 2 7 3 号
平成 3 1 年 2 月 1 日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 蕨 和雄

佐倉市総合計画について（諮問）

佐倉市総合計画審議会条例第 2 条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第 5 次佐倉市総合計画基本構想及び前期基本計画について

2 諮問理由

本市では、平成 2 3 年度から平成 3 1 年度までを計画期間とする第 4 次佐倉市総合計画を策定し、『歴史 自然 文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～』を将来都市像としてまちづくりを進めてきました。

この第 4 次佐倉市総合計画の計画期間が、平成 3 1 年度をもって終了することから、佐倉市が目指すべき将来のまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる新たな第 5 次佐倉市総合計画の基本構想及び前期基本計画について、諮問します。

令和元年 8月 8日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市総合計画審議会
会長 佐藤 伸五

第5次佐倉市総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について（答申）

平成31年2月1日付け佐企第273号で諮問のあった第5次佐倉市総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、審議の結果を下記のとおり答申します。

記

- 1 第5次佐倉市総合計画期間中の12年間は、本格的に少子高齢化が進展する中で、佐倉市にも大きな変革期が到来し、新たな社会的課題が顕在化することが想定される。それらの課題解決を図っていくためには、市民協働の深化やさらなる連携の促進が望まれることから、既存の枠組みにとらわれることなく、具体的な方策を検討の上、実行されるよう努められたい。
- 2 今後、地域を活性化し、維持していくためには、官民連携のもと、各種事業を実施することが求められている。また、団体間の連携が図られることにより、事業の効果をより高めることが可能となり、施策間の重複を避けることができる。庁内横断的な取組はもとより、市が率先して官民連携に積極的に取り組むとともに、行政にしかできない「つなぎ役」として団体間の連携を促進する機会づくりに努められたい。
- 3 第5次佐倉市総合計画前期基本計画（案）では、総合計画策定に向けた基礎調査等から明らかになった主な課題に対し、4つの重点目標を掲げている。これらの重点目標を中心に、各基本施策に設定した成果指標をもとに効果を検証し、改善を図ることにより、計画全体が着実に推進されるよう努められたい。
- 4 第5次佐倉市総合計画前期基本計画（案）では、5つのまちづくりの基本方針に沿って分野別計画を策定している。ただし、分野別計画に掲載している施策や事業の内容は、これまで実施してきたものを基にしたものであり、これらを実施してい

れば計画期間内に生ずる課題を克服していけるとは限らないことに留意し、社会情勢の変化等を的確にとらえ、当審議会からの意見も参考に、柔軟かつ果敢に、独創的な事業に取り組まれない。

佐倉市総合計画審議会

会長 佐藤 伸五

副会長 橋本 弘毅

委員 明石 要一 石井 義人

淡路 睦 坂本 朋子

遠山 正博 安川 裕樹

服部 岑生 山本 一子

(委員区分別50音順)

用語解説

あ行

用語	解説
生きる力 【P90、96】	学習指導要領に示された教育のねらいの一つで、基礎基本を確実に身に付け、自ら考え自ら問題を解決していく力や豊かな人間性、それらを支える体力などを併せ持った人間としての総合的な力をいう。
一般廃棄物 【P77】	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
SNS 【P74、85】	Social Network Service の略称で、人のつながりをインターネットを通じて構築するサービス。
AED 【P71】	自動体外式除細動器。Automated External Defibrillator の略称。小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断する。もし心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態）を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。
ESCO事業 【P114、115】	Energy Service Company の略であり、民間の資金とノウハウを活用した設計・施工、事業資金計画及び維持管理等に関する一括提案を民間事業者から受け、設備等の省エネルギー改修を行い、環境負荷の低減、及び光熱水費の効果的な削減を図ろうとする事業。
NPO 【P46、49、104、105】	市民の自発性に基づいた（自発性、非政府性）、営利を目的としない（非営利性）、自立的・継続的に（自立性、継続性）社会サービスを提供する（公共性）団体（組織性）をいい、特定非営利活動法人（NPO法人）、任意団体のいずれも含み、法人格の有無は問わない。
オレンジカフェ 【P37、53】	認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援する場。
温室効果ガス 【P45、76、77】	大気中の二酸化炭素（CO ₂ ）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の7種類としている。

か行

用語	解説
会計年度任用職員 【P32、112】	地方公務員法第22条の2に定められた一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員。

介護予防 【P29、37、52、53】	要介護になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらにはその軽減を目指すことをいう。
学童保育所 【P39、51】	保護者が就労等により日中、原則として小学校の児童を見られないとき、放課後の生活の場を与え、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とするもの。市内学童保育所数は33箇所。(2020年(令和2年)2月時点。私立含む。)
合併処理浄化槽 【P39、77】	生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。
環境基準 【P76】	環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。 この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。
環境教育 【P45】	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。
環境負荷 【P45】	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
環境保全型農業 【P83】	土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
緩和策 【P45】	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。
キャリア教育 【P39、90、91】	社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力や勤労観・職業観を育む教育。
旧堀田邸 【P87】	最後の佐倉藩主堀田正倫の邸宅として、1890年(明治23年)7月に竣工した。現存している建物には、主屋・土蔵・門番小屋・茅門がある。主屋には消失している部分もあるが、その間取りに近世武家住宅の形式を引き継ぎつつ、近代の新しい生活に併せた部分も見ることができ、明治期における上級和風住宅の特色をよく残している。このような明治期における和風建築と庭園が共に残された華族(旧大名)邸宅の遺例は、全国的にも珍しいものである。(2006年(平成18年)7月5日国指定重要文化財(旧堀田家住宅)、2015年(平成27年)3月10日国指定名勝(旧堀田正倫庭園))
教育ミニ集会 【P93】	学校と地域の方々が教育活動に関する意見交換を行い、今後の学校経営に活かす取組。
グリーンツーリズム 【P85】	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
経常的経費 【P13、112、113】	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費。

健康教育 【P37、57】	健康に関する知識の習得を通して、望ましい態度・生活習慣の形成とその実践を導く教育。
好学進取【P22】	学問を好み、自ら進んで学ぼうとする意欲や姿勢。
公共施設等総合 管理計画 【P14、115】	公共施設等の老朽化や財政状況の変化、人口・社会情勢の変化を踏まえ、将来を見据えた適切な公共施設等のあり方を検討するため、長期的な視点に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うことを目的とする計画。
合計特殊出生率 【P11、50】	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(合計特殊出生率＝[母の年齢別出生数÷年齢別女性人口]15歳から49歳までの合計。)
子育て世代包括 支援センター 【P39、50、51】	妊婦、出産、子育て期の各期を通じ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関とのコーディネートを行う施設。
固定的性別役割 分担意識【P110】	「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける意識や考え方のこと。
コミュニティ活動 【P105】	その地域に住む方々が、快適で安全な生活環境のもとで、健康的で文化的な生活を営むことができるように、一個人、一家庭では解決できない様々な問題を協力して解決し、明るく楽しい地域社会をつくるための活動。
婚活支援イベント 【P75】	後継者対策や地域の活性化などの課題への対応として、各種団体と協力し、結婚への意欲のある若者の出会いの場づくりを支援するためのイベント。
コンビニ交付 【P113】	個人番号カードを用いて、コンビニエンスストアにおいて住民票等の証明書の交付が受けられるサービス。

さ行

用語	解説
再任用職員 【P112】	定年退職等により一旦退職したのち、1年以内の任期を定めて、改めて採用された職員のこと。
サウンディング調査 【P115】	事業発案段階や事業化段階において、事業内容等に関して、民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握するための調査。
佐倉学 【P35、37、39、 90、91、95】	佐倉市には、印旛沼などの恵まれた「自然」、原始・古代からの「歴史」、城下町として培われた文武両面及び佐倉ゆかりの芸術などの「文化」、優れた業績を残した「先覚者」などが存在し、これらを学び、郷土佐倉への愛着などを育み、人材の育成につなげる取組。学校教育・社会教育の双方において取組を進めている。
佐倉教育ビジョン 【P87、90、91、 93、95、99】	佐倉の教育の指針となる基本理念や目指すべき佐倉市民像、基本方針を示した計画。
佐倉市教育セン ター 【P91】	市教育委員会の各課や市立各幼・小・中学校、各種教育関係機関と連携しながら、教育の充実と発展を目指し、教育課題の調査研究、教育相談、就学相談、教育資料の収集や広報活動などを実施している。

佐倉市人権尊重のまちづくり指針【P111】	佐倉市における人権尊重のまちづくりの理念と、その理念の実現に向けた市が果たすべき役割を定めたもの。
佐倉市スマートオフィスプレイス【P35、39、81】	多様な働き方の推進と新事業の創出並びに創業者の育成及び支援を促進する施設として、コワーキングスペース、シェアオフィス、シェア工房を提供している。(愛称:CO-LABO SAKURA、コラボサクラ)
佐倉市都市マスタープラン【P60、61】	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくための計画。
産業廃棄物【P76】	廃棄物処理法で定められており、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、鋳さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体やふん尿など 20 種のこと。事業者処理が義務付けられている。
シティプロモーション【P31、39、108、109】	ある目的のために、まちの資源を魅力として発掘し、編集し、磨き上げて、まちの内外に伝え、成果を獲得していくこと。
自主防災組織【P70】	自助、共助の観点から、地域の住民同士が協力して自発的に結成する組織。災害時においては、地域防災活動の中核になる。佐倉市では、自主防災組織の結成や活動に対して、様々な支援がある。
指定管理者制度【P114、115】	地方自治法の一部改正(2003年(平成15年)9月)により、これまで公的団体等に限定されていた公の施設の管理について、法人その他の団体を期間を定めて指定し、その管理を代行させることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された制度。
市民公益活動【P35、104、105】	市民または市民団体等が主体となって継続的・自発的に行う非営利目的の社会貢献活動で、社会一般の利益(公益)に資する場合をいう。
社会教育施設【P94、95】	公民館、図書館など、社会教育行政の管轄のもと、公共性、開放性、非営利性、政治的中立性などを原理として、専ら社会教育を行うために設置された施設。
社会福祉協議会【P49、60】	社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とする、営利を目的としない民間組織であり、それぞれの都道府県、市区町村で、社会福祉関係者、関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。
社会福祉法人【P49】	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。
出生率【P10、11】	一定人口に対するその年の出生数の割合。通常、人口 1,000 人あたりにおける出生数を示す。(出生率=年間出生数÷10月1日現在人口×1000)
省エネルギー【P77】	エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。
障害者手帳【P54】	公的機関により障害認定を受けていることを証明する手帳。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、障害の程度、状況によって等級が分か

資料編

	れる。身体障害者、知的障害者、精神障害者が障害福祉サービス等を利用する際に必要。
障害福祉サービス【P29、54、55】	サービス等利用計画を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービス。ホームヘルプやショートステイ、生活介護、自立訓練、就労移行支援等がある。
食育【P83】	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
自立支援医療(精神通院医療)【P54】	心身の障害を軽減するための医療費について、公費で負担する医療制度。精神通院医療は、統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神通院を継続的に必要とする障害者が対象。
人権教育【P111】	人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動。佐倉市は、「佐倉市人権尊重のまちづくり指針」に基づき、市全体で「すべての市民の基本的な人権を尊重し保障するまち」を目指している。学校等で実施する学校人権教育、成人を対象とした社会人権教育を推進している。
シルバー人材センター【P37、53】	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された法人。入会した会員に対し、就業機会の確保を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的としている。
新規就農【P39、83】	新たに農業に参入し、経営を開始すること。
人権尊重・人権擁護都市宣言【P111】	1997年(平成9年)2月24日に、佐倉市が差別や偏見のない、人に優しいまちづくりに積極的に取り組んでいくという決意を、公に宣言したもの。
健やかな体【P26】	児童生徒が、生涯にわたって社会でたくましく生きるための健康や体力のことを指す。加えて、知力や意欲・気力といった精神面の充実をも含む。
スマート農業【P82、83】	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
生活困窮者【P29、48、49】	一般的には、収入や資産が少ないなど、生活に困っている者を表し、生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。第5次総合計画では、双方の意味でそれぞれ使用している。
性差【P31、111】	男女の性別による差。
青少年育成計画【P51、97】	青少年育成の推進を図るために、学校、福祉、子育て、防犯、都市基盤の充実など、様々な青少年に関わる事業を体系化した計画。
青少年育成市民会議【P97】	青少年に関する問題の解決のため、市民一人ひとりが問題解決に取り組み、家庭や学校や地域がそれぞれの立場で、各種団体と行政が協働して健全育成を推進していくことを目的に結成された機関。市内7地区の青少年健全育成住民会議とPTA連絡協議会などの団体で構成されている。
生態系【P45、76】	空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

	空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。
生物多様性 【P45、76】	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。生物多様性条約では、 ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性 ・様々な生物種が存在する＝種の多様性 ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性 という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

た行

用語	解説
耐震適合率 【P68】	管自体に耐震性能を有する管及び地盤の性状などから耐震性を有すると評価できる管の割合。
確かな学力 【P26】	基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をもとに、これらを活用して課題を解決するための必要な思考力・判断力・表現力等の能力。
男女平等参画推進センター 【P111】	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するため、その活動拠点として設置されたもの。
地域職業相談室 【P38、80】	公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、国が行う職業相談・職業紹介等のサービスを住民が利用できる場として設置された施設。国と市町村が共同で運営。本市ではミレニアムセンター佐倉3階にある。
地域生活支援事業 【P55】	市町村の創意工夫により、障害者の状況に応じて柔軟にサービスを提供する事業。相談支援や日中一時支援、日常生活用具の給付等がある。
地域包括ケアシステム 【P24、52】	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスを適切に組み合わせ提供する支援体制のこと。
地域包括支援センター 【P37、53】	市内5か所に設置された高齢者のための総合相談窓口。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防や虐待対応など高齢者の生活全般にわたる支援を行っている。また、民生委員や自治会・町内会、医療機関、ケアマネジャーなど様々な機関とのネットワーク作りを進めている。 (志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉、南部(根郷・和田・弥富))
地球温暖化 【P30、76、77】	人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
適応策 【P45】	気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減の

	ために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。
特定健康診査・健康診査 【P36、56、57】	原則として、①40歳以上の佐倉市の国民健康保険被保険者、②佐倉市の後期高齢者医療被保険者、③40歳以上の生活保護受給者を対象として、身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・問診・診察を行う健康診査。(①のみ特定健康診査の対象としている。)
DV 【P110、111】	ドメスティックバイオレンスのこと。生活の本拠を共にする、または、共にしていたパートナーから受ける暴力のこと。身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素が含まれる。

な行

用語	解説
ニューツーリズム 【P85】	従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とシステム全般のこと。
認知症サポーター 【P36、37、52、53】	講師役のキャラバン・メイトが実施する認知症サポーター養成講座を受講した方のこと。認知症を正しく理解して、認知症の方や家族を見守る応援者として、自身のできる範囲で活動することが役割。
認定農業者 【P38、82】	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画(5年後の経営目標)を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者。
農業・農村の有する多面的機能 【P83】	農業・農村の有する農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。(例：自然環境の保全、田園景観の形成、生物の多様性の確保 等)
農業用廃プラスチック 【P83】	使用済みのハウス資材など農業を行う上で使用したプラスチックのこと。

は行

用語	解説
バリアフリー化 【P62、98】	道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。
PFI 【P114】	Private Finance Initiative の略であり、民間の資金と経営能力・技術を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指す手法。 佐倉市では、小・中学校普通教室等の空調整備事業において活用している。
ファシリティマネジメント 【P32】	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。(Facility Management、略称：FM。)

ファミリーサポートセンター 【P39、51】	地域において、「子育ての手助けがほしい人」、「子育ての手助けをしたい人」たちが会員となり、子育てが大変なときに地域で支援しあうシステム。
『風媒花』 【P87】	佐倉市内の歴史・芸術文化事業や、特集記事等を年度ごとにまとめた情報誌。市の文化状況を広く周知するため、1988年(昭和63年)創刊以降、毎年発行している。
賦課【P31、41、112、113】	税金などを割り当てて負担させること。
複合検診【P56】	特定健康診査・健康診査と、胃がん、胸部レントゲン等を同日に受診できる検診。
普通会計 【P32】	総務省が行う統計調査のため、全自治体の比較ができるように統一会計区分として定められたもの。
ふるさと納税 【P41、113】	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附のこと。佐倉を応援しようとする個人や団体から寄附金を受け入れ、これを財源として各種事業を実施することにより、寄附者の想いに応え、もって個性豊かで活力ある佐倉のまちづくりに資することが目的。
平和首長会議 【P106、107】	世界の都市が国境を越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けた取組をすすめることで、世界恒久平和の実現に寄与することを目的として活動している団体。 佐倉市は、2009年(平成21年)4月1日に加盟。2020年(令和2年)2月1日現在、国内の1,741自治体のうち、1,732自治体(99.5%)が加盟。
包括的民間委託 【P114】	個別に発注していた様々な施設管理等を民間事業者へ包括的に業務委託することで、業務の効率化や維持管理等の適正化を図る手法。

ま行

用語	解説
民生委員・児童委員 【P35、49、104】	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、「児童委員」を兼ねている。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
メール配信サービス 【P71】	防災行政無線の放送内容を携帯電話及びパソコンへメールで配信するもの。防災行政無線が聞こえにくい地域の方や、文字として情報を確認したい方に便利なサービス。メールを受信するためには、携帯電話またはパソコンから登録していただく必要がある。登録は無料。

や行

用語	解説
谷津 【P25、39、76、77】	谷戸や谷地などとも呼ばれ、台地に河川の浸食で谷が刻まれ、海進による堆積、海退による陸地化で生じた平らな谷底をもつ浅い谷地形のこと。 三方(両側、後背)に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

<p>豊かな心 【P26、28、30、 89、91】</p>	<p>自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など。豊かな心の育成においては、徳育・言語に関する活動・体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要がある。</p>
<p>要介護認定率 【P52】</p>	<p>介護保険における第1号被保険者(65歳以上)のうち、介護認定を受けている割合。 (要介護認定率=65歳以上の要介護・要支援認定者数÷第1号被保険者数)</p>
<p>4R(リフューズ・リ デュース・リユ ース・リサイクル) 【P76、77】</p>	<p>循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce(リデュース:排出抑制)」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle(リサイクル:再生利用)」の3Rに「Refuse(リフューズ:断る)」を加えたもの。</p>

令和元年度（2019年度）市民意識調査

第5次佐倉市総合計画前期基本計画(2020年度～2023年度)では、令和元年度(2019年度)市民意識調査の結果を複数の重点指標や成果指標として設定しているため、調査の概要と結果を掲載します。

※前期基本計画において、現状値の欄に(2019年度市民意識調査)と記載のある指標が該当します。

※2018年(平成30年)1月～2月に実施した第5次佐倉市総合計画策定に向けた市民意識調査とは異なる調査となります。

【調査の概要】

調査地域	佐倉市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女
調査種類	①福祉・健康・教育編(地域福祉活動、健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、教育、スポーツ活動) ②まちづくり・地域活動・産業編(廃棄物対策、防災・消費生活・市民相談、都市基盤整備、地域コミュニティ、平和・多文化共生、情報発信・市民意見反映・行政手続の簡素化、公共施設、産業振興・文化・芸術・観光) ※各調査共通:属性、自由意見等
対象者数	各調査2,000名(合計4,000名)
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出(層化抽出、多段抽出)
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和元年5月29日～令和元年6月21日

【調査の結果】 ※指標として設定しているものを抜粋

○配布・回収結果

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①福祉・健康・教育編	2,000	602	30.1%
②まちづくり・地域活動・産業編	2,000	663	33.2%
合計	4,000	1,265	31.6%

○指標別の結果

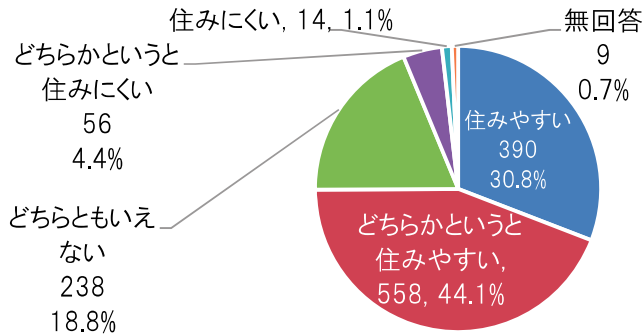
～次頁以降の記載方法～

◇指標名(掲載箇所)
・指標の種類
質問文
集計結果のグラフ

◇佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合(P.38、P.62)

- ・重点目標3 子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充(P.38)の重点指標
- ・基本施策2-2 住宅・住環境(P.62)の成果指標

問 佐倉市の住み心地をどのように感じますか。【1つ選択】

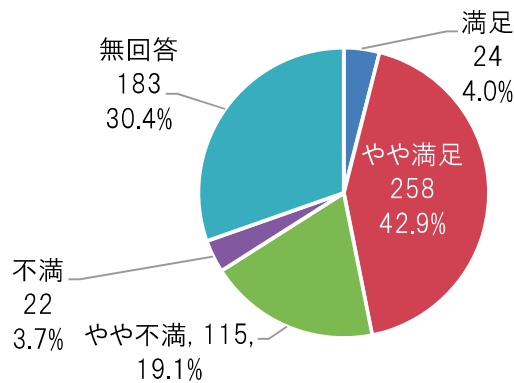


n=1,265

◇子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合(P.38、P.50)

- ・重点目標3 子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充(P.38)の重点指標
- ・基本施策1-2 子育て支援(P.50)の成果指標

問 市の子育て支援サービスの現状について、どのように感じていますか。【1つ選択】

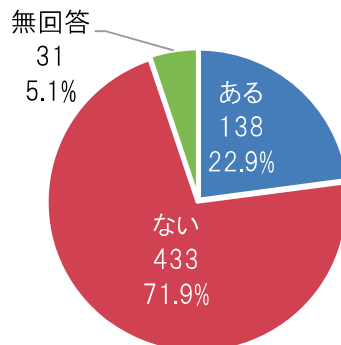


n=602

◇学校ボランティアに協力したことがある市民の割合(P.92)

- ・基本施策4-2 教育環境(P.92)の成果指標

問 学校ボランティア(通学路における児童生徒見守り活動など)に協力したことはありますか。【1つ選択】

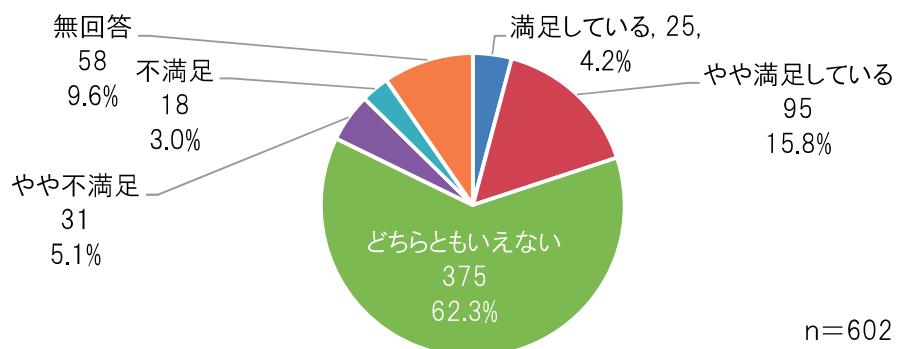


n=602

◇生涯学習施設及び学習内容が充実していると答えた市民の割合(P.34、P.36、P.94)

- ・重点目標1 市民協働の加速化、持続可能なまちづくり(P.34)の重点指標
- ・重点目標2 健康寿命の延伸・生涯活躍の場を創出(P.36)の重点指標
- ・基本施策4-3 生涯学習(P.94)の成果指標

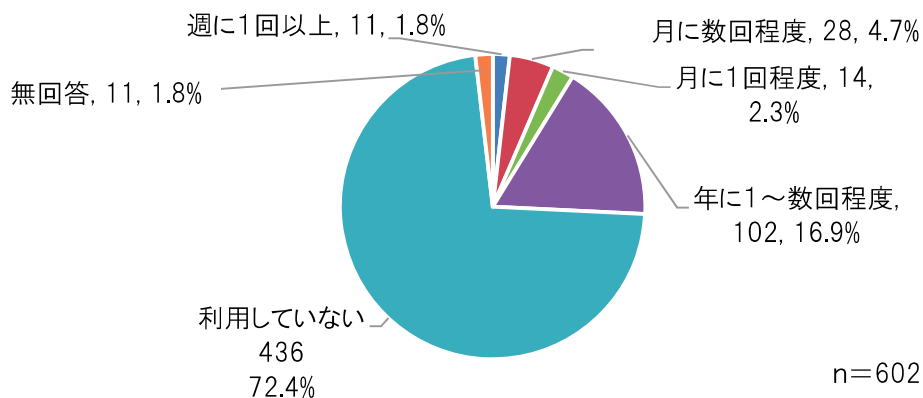
問 佐倉市の生涯学習施設及び学習内容について満足していますか。【1つ選択】



◇公民館を年に1回以上している市民の割合(P.94)

- ・基本施策4-3 生涯学習(P.94)の成果指標

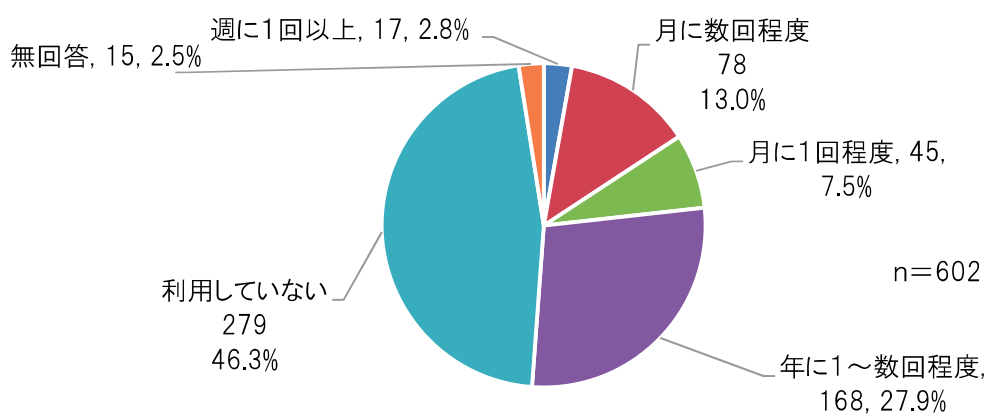
問 公民館をどのくらいの割合で利用していますか。【1つ選択】



◇図書館を年に1回以上している市民の割合(P.94)

- ・基本施策4-3 生涯学習(P.94)の成果指標

問 図書館をどのくらいの割合で利用していますか。【1つ選択】

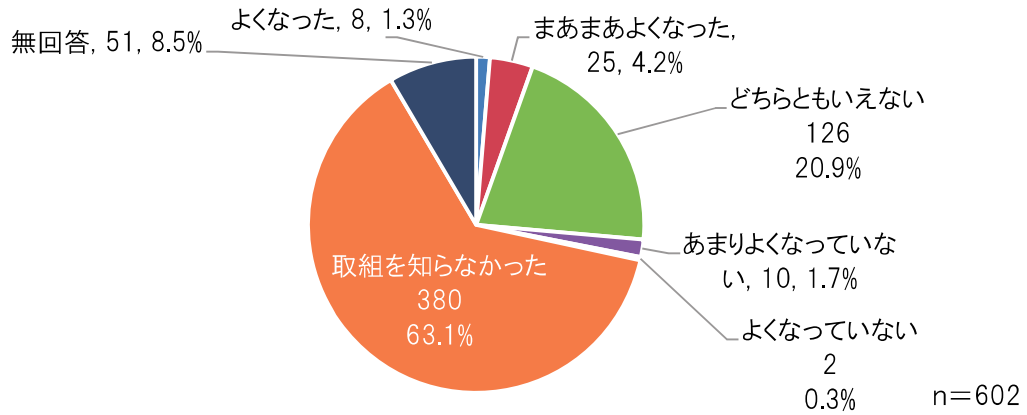


◇青少年健全育成団体の取組について、「よくなった」、「まあまあよくなった」と回答した市民の割合(P.96)

・基本施策4-4 青少年健全育成(P.96)の成果指標

問 市では地域と連携し、児童生徒、青少年の健全育成を図るため、青少年育成市民会議青少年相談員、子ども会等青少年育成団体を支援していますが、取組内容はよくなったと思いますか。

【1つ選択】

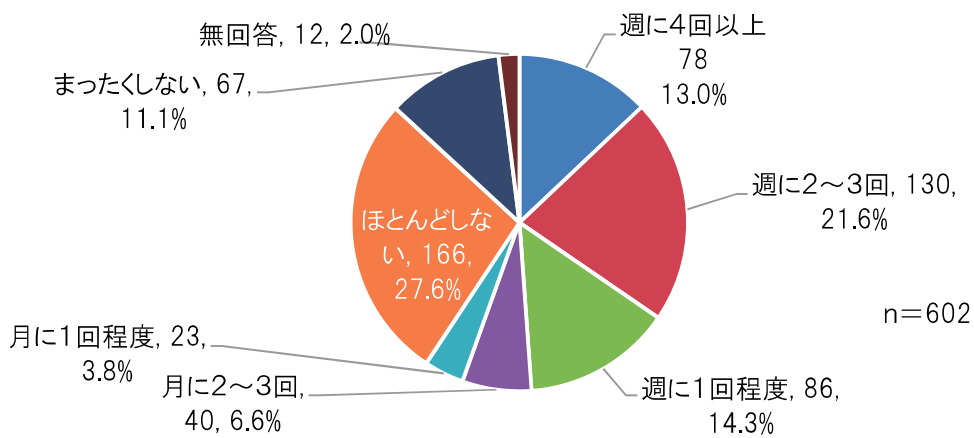


◇成人市民の週1回以上のスポーツ実施率(P.36、P.98)

・重点目標2 健康寿命の延伸・生涯活躍の場を創出(P.36)の重点指標

・基本施策4-5 スポーツ振興(P.98)の成果指標

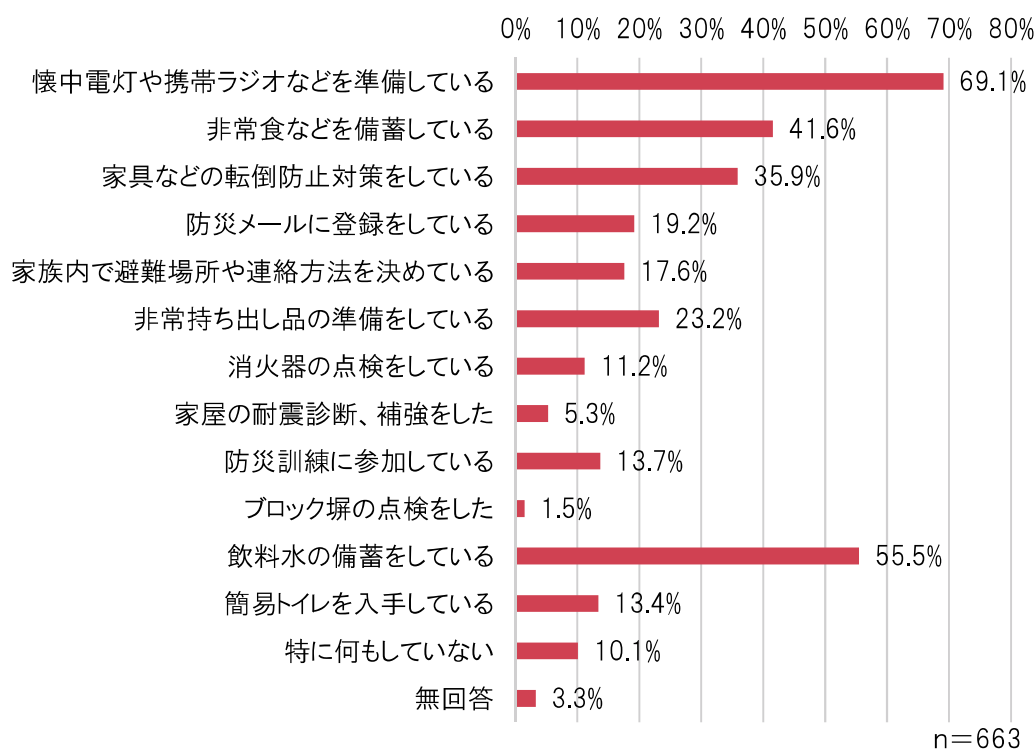
問 普段どのくらいスポーツ(ウォーキングや体操を含む)をしますか。【1つ選択】



◇災害に対して備えない市民の割合(P.70)

・基本施策2-6 消防・防災(P.70)の成果指標

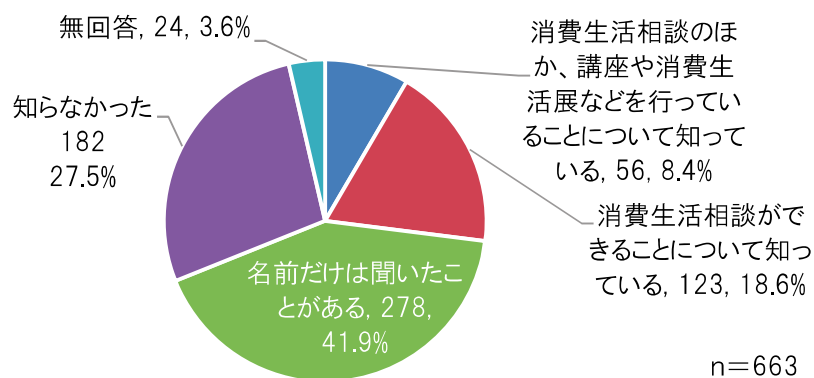
問 ご家庭では大地震などの災害に備えて、どのようなことをしていますか。【あてはまるもの全て選択】



◇佐倉市消費生活センターの認知度(P.74)

・基本施策2-8 市民相談・結婚支援(P.74)の成果指標

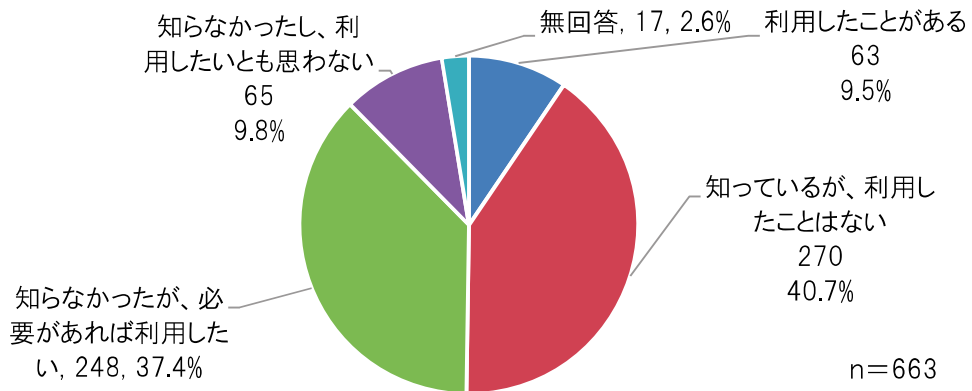
問 「佐倉市消費生活センター」を知っていますか。【1つ選択】



◇法律・人権・行政相談の認知度(P.74)

・基本施策2-8 市民相談・結婚支援(P.74)の成果指標

問 市民の皆様を対象とした無料相談「法律・人権・行政相談」を利用したことがありますか。【1つ選択】

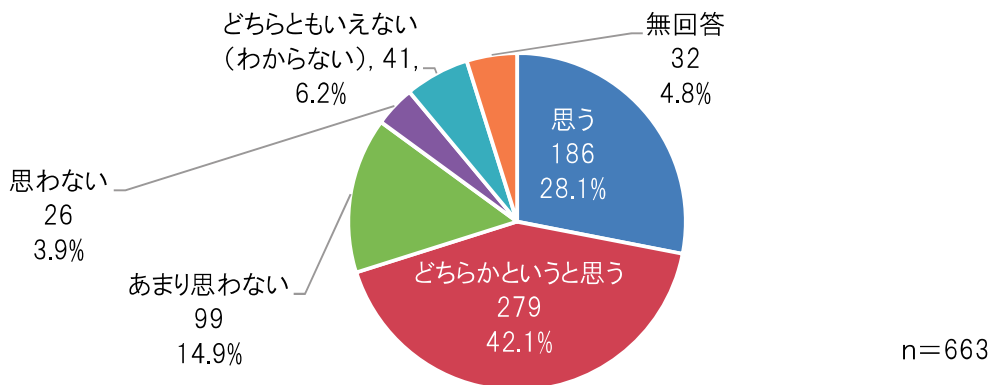


◇景観が良好と感じる市民の割合(P.60)

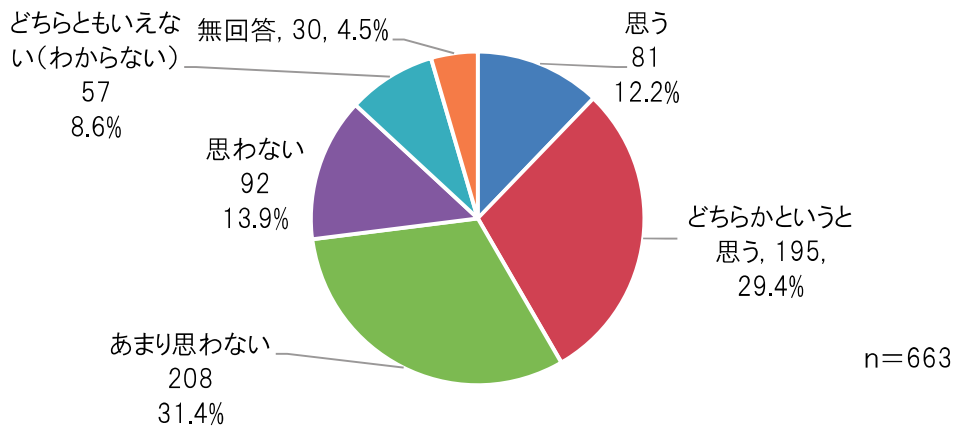
・基本施策2-1 都市計画・公共交通(P.60)の成果指標

※以下3問の平均値

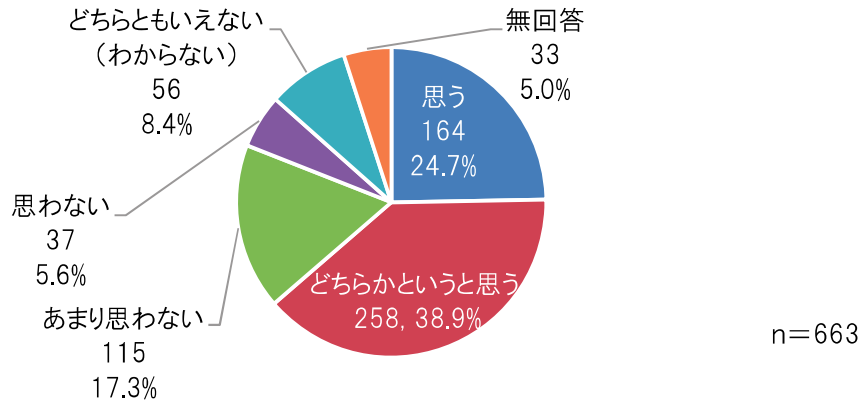
問 佐倉市内の自然景観(印旛沼、河川、田園、斜面林等)は良好だと思いますか。【1つ選択】



問 佐倉市内の都市景観(街並み、道路、公園等)は良好だと思いますか。【1つ選択】



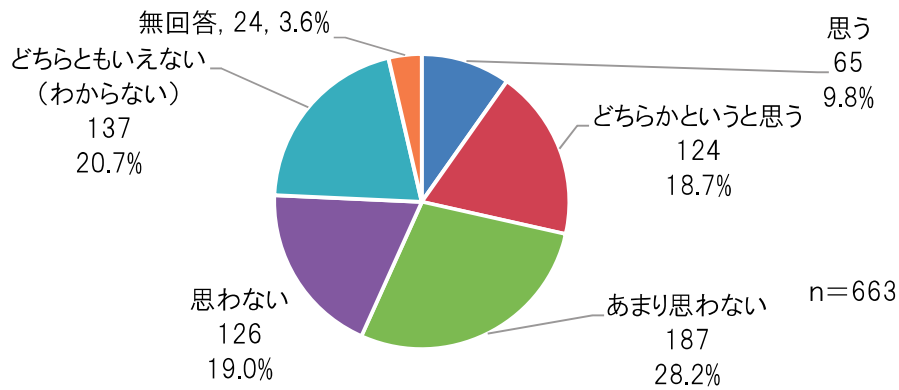
問 佐倉市内の歴史景観(城下町の町並み、史跡等)は良好だと思いますか。【1つ選択】



◇公共交通が利用しやすいと思う市民の割合(P.40、P.60)

- ・重点目標4 計画的な施設・インフラ整備の推進、持続可能な財政運営(P.40)の重点指標
- ・基本施策2-1 都市計画・公共交通(P.60)の成果指標

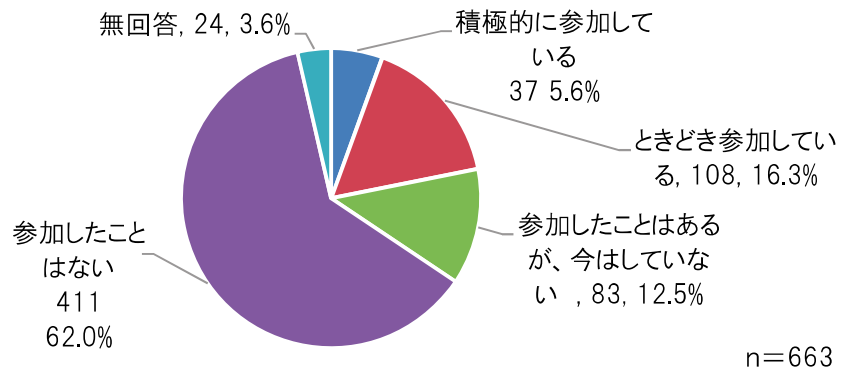
問 市内の公共交通機関(路線バス等)は利用しやすいと思いますか。【1つ選択】



◇まちづくり活動に参加したことがある市民の割合(P.34、P.104)

- ・重点目標1 市民協働の加速化、持続可能なまちづくり(P.34)の重点指標
- ・基本施策5-1 コミュニティ(P.104)の成果指標

問 自治会やボランティア団体、NPO、企業等が取り組むまちづくり活動に参加したことがありますか。【1つ選択】

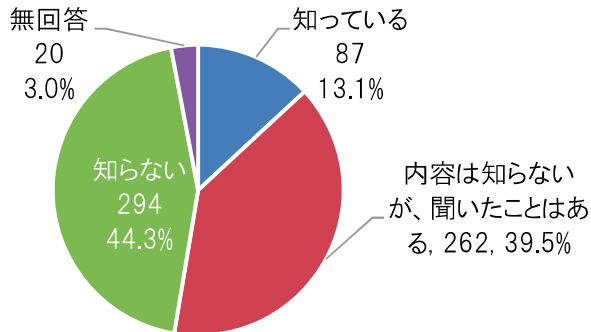


◇平和条例・平和都市宣言を知っている市民の割合(P.106)

・基本施策5-2 平和・国際化(P.106)の成果指標

問 「佐倉市平和行政の基本に関する条例」(平和条例)及び「平和都市宣言」を知っていますか。

【1つ選択】



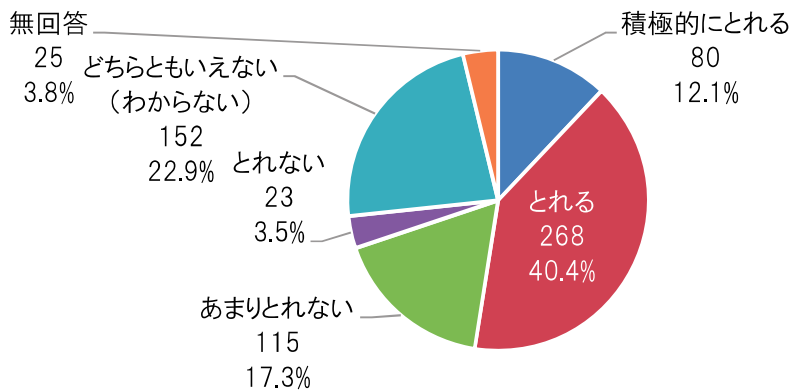
n=663

◇外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合(P.106)

・基本施策5-2 平和・国際化(P.106)の成果指標

問 外国人や外国文化に対して、偏見なく相互理解しようとする態度や行動をとることができますか。

【1つ選択】



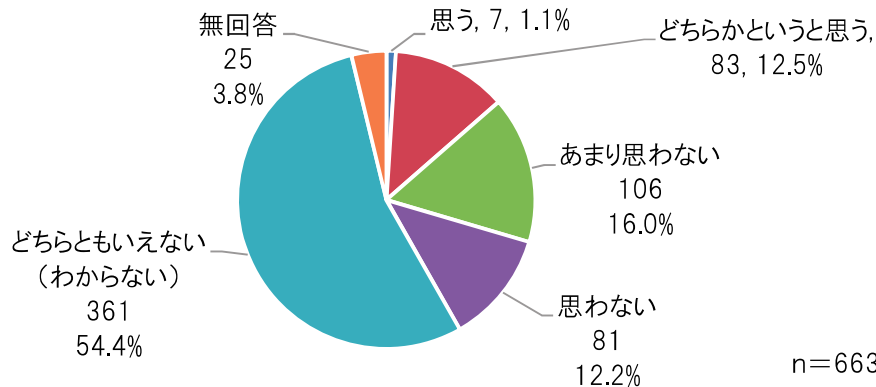
n=663

◇市民の声が市政に反映されていると思う市民の割合(P.108)

・基本施策5-3 情報発信・共有、広聴(P.108)の成果指標

問 市民の皆様から市に寄せられたご意見やご要望※が市政に反映されていると思いますか。

※ご意見やご要望には自治会から寄せられたものも含まれます。【1つ選択】



n=663

第5次佐倉市総合計画 【基本構想・前期基本計画】

発行 令和2年3月

発行者 佐倉市

企画・編集 企画政策部企画政策課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-1111

ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/>

